

契約は慎重に～美容医療のトラブル～

「アンチエイジング」や「プチ整形」といえば、新聞や週刊誌、雑誌などでこの言葉を見ない日はないほど関心が高まっています。県内の相談窓口には20歳前後から50歳代の幅広い世代から美容整形に関する相談が寄せられています。契約のきっかけはテレビCMや雑誌広告のほか街角でアンケートに答えたことからというものもあります。施術内容が合わず皮膚障害を起こしたという相談も寄せられています。

事例 1

街で声をかけられアンケートに答えた。体験エステの後「下半身に取れにくい脂肪がついている。今のうちにエステで取った方がよい、サプリメントを購入すれば1年間無償サービスになる」と勧められたが学生でお金がないと言うとローン契約書にバイト先と年収150万円と書くよう指示された。サプリメントを飲み終わると今度は脂肪を溶かす注射を勧められた。解約したいがローンが30万円残っている。どうしたらよいか（20歳 女性）

事例 2

美容皮膚科で顔のピーリング（角質除去）エステを契約しクレジットで払った。初回の施術で顔に湿疹ができたため解約を申し出ると「返金は一切できない。コースを変更することは可能」と言われ次回の予約を取らされた。湿疹ができたので解約したいが返金されないのは納得できない。（26歳 女性）

事例 3

二重まぶたの整形手術を2度受けたが効果が得られなかった。「二重が定着しにくいまぶたの形状であったことが手術してから判明したまでのことで、カウンセリングには問題がない。別の手術方法には追加料金が必要」と言われたがカウンセリング不足ではないか。追加料金なしで糸が切れない再手術をしてほしい。（24歳 女性）

アドバイス

医療機関との契約には、クーリング・オフや中途解約の規定がありません。また、美容医療では全額自己負担の自由診療となり、高額なクレジットを組まされたという報告もあります。施術の効果は人によって差があるため、広告どおりの結果が達成できるとは限りませんので医師とじっくり話し合った上慎重に契約しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は 058-277-1003 です。

(開設時間：平日8：30 ～ 17：00)

土曜日は電話相談(9：00～17：00)のみ受け付けています。

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村または県の相談窓口につながります。

H24.4.24 岐阜新聞掲載

美容医療に関する相談内容(H19～23)
※複数回答あり

